

特定技能制度 鉄道分野（電気設備整備区分）説明会

注意事項

- この説明会は5月に国土交通省により行われた『特定技能制度への鉄道分野の追加に関する説明会』を基に、より具体的な内容を追加したものです。なお、第1回～第4回の各回は同様の内容となります。
- 資料は国土交通省及び出入国在留管理庁により公開されているものを使用しております。
※本日の資料は日本鉄道電気技術協会HP及び鉄道電業安全協会HPに掲載しております。
- インターネットの回線負荷の軽減のため、カメラOFF、マイクOFFの設定をお願い申し上げます。
- この説明会はzoomのウェビナー機能を使用しております。
説明会の最後に質疑応答の時間を設けますので、挙手の上、ご発言をお願い申し上げます。
- zoomの表示名は『会社名_名前』表示のご協力をお願い申し上げます。例：JR東日本_大澤

※zoomのアプリのバージョンが最新ではない、アプリではなくブラウザで参加されている等の場合は、挙手等の一部の機能が使用できない場合がございます。

目的

2024年3月に、特定技能制度への鉄道分野の追加が閣議決定され、技能試験の実施団体として鉄道電業安全協会が指定されました。鉄道電気設備の関係者に特定技能制度を理解していただき、制度運営・試験実施計画策定のため、アンケートにご協力いただくことを目的としています。

本日お伝えすること

■ 特定技能制度とは

深刻化する人手不足への対応として、日本人と同等以上の待遇で外国人を雇用する制度

■ 特定技能外国人を雇用する企業が行うこと

- ① 受入れ機関が満たすべき基準を確認
(外国人を支援する体制や支援義務内容の状況により、登録支援機関への委託を検討)
- ② ハローワーク・民間の職業紹介事業者等からの紹介、マッチングイベントへの参加等により
特定技能外国人と雇用契約締結、支援計画を作成
- ③ 鉄道分野特定技能協議会に加入申請
- ④ 出入国在留管理庁への随時及び定期の届出を実施

■ 1号特定技能外国人の資質について

- ・従事する業務
電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の
新設、改良、修繕に係る作業・検査業務
- ・基本的な日本語を理解することができるレベル

■ アンケートについて

『特定技能』の在留資格取得に必要な技能試験の実施頻度や会場規模等の計画策定のため
ご協力をお願い申し上げます

Q. 特定技能制度を活用して、外国人材を何人程度雇用したいか 等

■ 質疑応答

本日お伝えすること

■ 特定技能制度とは

深刻化する人手不足への対応として、日本人と同等以上の待遇で外国人を雇用する制度

■ 特定技能外国人を雇用する企業が行うこと

- ① 受入れ機関が満たすべき基準を確認
(外国人を支援する体制や支援義務内容の状況により、登録支援機関への委託を検討)
- ② ハローワーク・民間の職業紹介事業者等からの紹介、マッチングイベントへの参加等により
特定技能外国人と雇用契約締結、支援計画を作成
- ③ 鉄道分野特定技能協議会に加入申請
- ④ 出入国在留管理庁への随時及び定期の届出を実施

■ 1号特定技能外国人の資質について

- ・従事する業務
電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の
新設、改良、修繕に係る作業・検査業務
- ・基本的な日本語を理解することができるレベル

■ アンケートについて

『特定技能』の在留資格取得に必要な技能試験の実施頻度や会場規模等の計画策定のため
ご協力をお願い申し上げます

Q. 特定技能制度を活用して、外国人材を何人程度雇用したいか 等

■ 質疑応答

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注1）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業（令和6年3月29日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注2）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注2）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。



- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：245,784人（令和6年5月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：98人（令和6年5月末現在、速報値）

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、**鉄道**、
（16分野） 農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、**林業**、**木材産業**
（赤字は特定技能2号でも受入れ可。青字は特定技能1号で受入れ可とする方針であり、省令等を改正する予定。）
（「工業製品製造業」は省令等を改正するまでは引き続き「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」として受入れ可。）

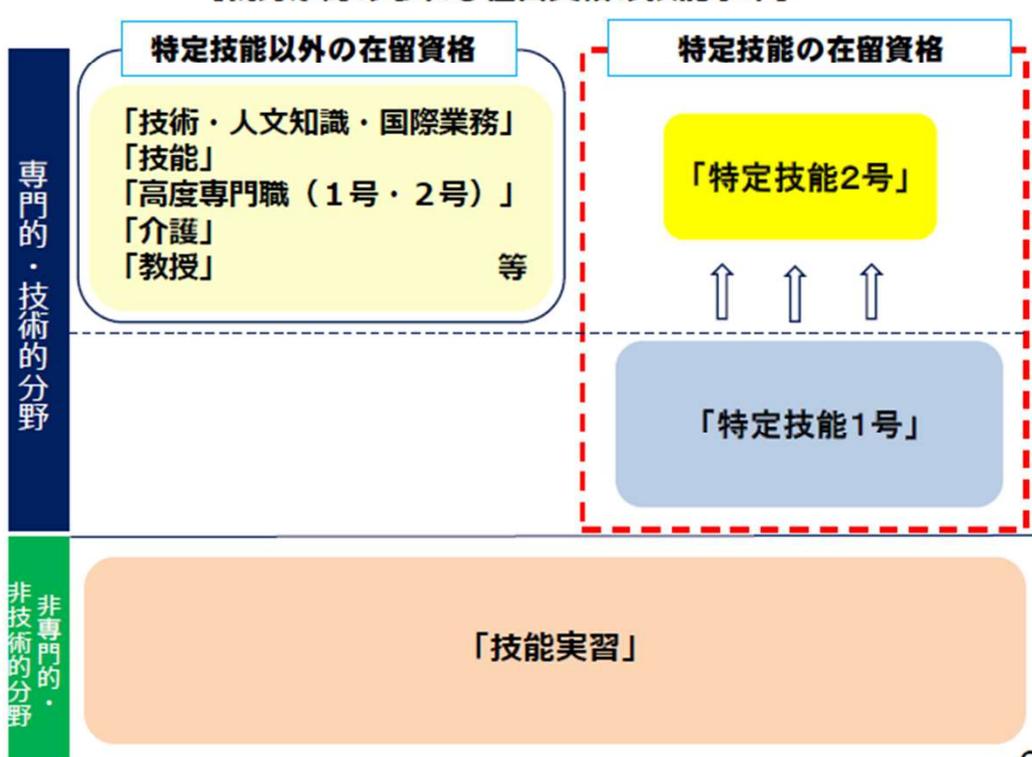
特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



特定技能1号の対象分野及び業務区分一覧

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数 (5年間の上限)	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態
厚労省	介護	135,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外	直接 [1業務区分]
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験		・建築物内部の清掃	直接 [1業務区分]
経産省	工業製品製造業 旧名:成形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 ※1	173,300人	製造分野特定技能1号評価試験		・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・繊維製品製造 ・縫製	直接 [10業務区分]
国交省	建設	80,000人	建設分野特定技能1号評価試験等		・土木 ・建築 ・ライフライン・設備	直接 [3業務区分]
	造船・船用工業	36,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器	直接 [3業務区分]
	自動車整備	10,000人	自動車整備分野特定技能1号評価試験等		・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務	直接 [1業務区分]
	航空	4,400人	航空分野特定技能1号評価試験		・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)	直接 [2業務区分]
	宿泊	23,000人	宿泊分野特定技能1号評価試験		・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供	直接 [1業務区分]
	自動車運送業 ※2	24,500人	自動車運送業分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者	直接 [3業務区分]
	鉄道 ※2	3,800人	鉄道分野特定技能1号評価試験等	※「従事する業務」のうち、いずれについては日本語能力試験(N3以上)	・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員(駅係員、車掌、運転士)	直接 [5業務区分]
農水省	農業	78,000人	1号農業技能測定試験		・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)	直接 [2業務区分]
	漁業	17,000人	1号漁業技能測定試験		・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等)	直接 [2業務区分]
	飲食品製造業	139,000人	飲食品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保)	直接 [1業務区分]
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験		・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)	直接 [1業務区分]
	林業 ※2	1,000人	林業技能測定試験		・林業(育林、素材生産等)	直接 [1業務区分]
	木材産業 ※2	5,000人	木材産業特定技能1号測定試験		・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等	直接 [1業務区分]

※1 「機械金属加工」、「電気電子機器組立て」、「金属表面処理」の3業務区分以外の業務区分については、省令の改正等を行った後、受入れ開始となる予定。

※2 省令の改正等を行った後、受入れ開始となる予定。

※出入国在留管理庁：[001335263.pdf \(moj.go.jp\)](https://www.moj.go.jp/001335263.pdf)

特定技能制度「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組み」(令和6年7月更新)より



本日お伝えすること

■ 特定技能制度とは

深刻化する人手不足への対応として、日本人と同等以上の待遇で外国人を雇用する制度

■ 特定技能外国人を雇用する企業が行うこと

① 受入れ機関が満たすべき基準を確認

(外国人を支援する体制や支援義務内容の状況により、登録支援機関への委託を検討)

② ハローワーク・民間の職業紹介事業者等からの紹介、マッチングイベントへの参加等により

特定技能外国人と雇用契約締結、支援計画を作成

③ 鉄道分野特定技能協議会に加入申請

④ 出入国在留管理庁への随時及び定期の届出を実施

■ 1号特定技能外国人の資質について

・従事する業務

電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の
新設、改良、修繕に係る作業・検査業務

・基本的な日本語を理解することができるレベル

■ アンケートについて

『特定技能』の在留資格取得に必要な技能試験の実施頻度や会場規模等の計画策定のため
ご協力をお願い申し上げます

Q. 特定技能制度を活用して、外国人材を何人程度雇用したいか 等

■ 質疑応答

〈法第2条の5第3項、特定技能基準省令第2条第2項〉

■受入れ機関自体が満たすべき基準(支援体制関係)

※ 登録支援機関に支援を全部委託する場合には満たすものとみなされます。

① 以下のいずれかに該当すること

ア 過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者(事業所ごとに1名以上。以下同じ。)を選任していること
(支援責任者と支援担当者は兼任可。以下同じ)

イ 役職員で過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の生活相談等に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること

ウ ア又はイと同程度に支援業務を適正に実施することができる者で、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること

② 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること

③ 支援状況に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと

④ 支援責任者及び支援担当者が、支援計画の中立な実施を行うことができ、かつ、欠格事由に該当しないこと

⑤ 5年以内に支援計画に基づく支援を怠ったことがないこと

⑥ 支援責任者又は支援担当者が、外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること

⑦ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)



受入れ機関に関する基準等の確認方法

■ 出入国在留管理庁 特定技能制度HP

世界をつなぐ、未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

Multi language

キーワードを入力してください。 文字サイズ 標準 拡大

組織・採用 出入国手続 在留手続 在留支援 退去強制手続 難民の認定等 政策情報 (会議・統計等) 広報・情報公開等

特定技能制度

Specified Skilled Worker System

とく てい ぎ の う せい ど
特定技能制度

制度概要や重要なお知らせ

更新情報 (UPDATE)

2024.9.6 「分科所管省庁・地方自治体・外国政府等が主催するイベント」を更新しました。

2024.8.20 「シヤンマーに関する情報」の「シヤンマーの認定送出国(PDF)」を更新しました。

2024.8.19 「分科所管省庁・地方自治体・外国政府等が主催するイベント」を更新しました。

2024.8.19 「ベトナムに関する情報」の「ベトナムの認定送出国 (EXCEL)」を更新しました。

● 制度説明資料: 外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組 (令和6年7月更新) (PDF: 8.2MB)

● (English ver.) Initiatives to Accept Foreign Nationals and for the Realization of Society of Harmonious Coexistence (PDF: 6.6MB)

対象者別メニュー

外国人の方 受入れ機関の方

情報別メニュー

特定技能に係る在留申請 (提出書類) 特定技能制度運用要領

特定技能関係の特定活動 (要件・提出書類) 特定技能関係の申請・届出様式一覧

登録支援機関登録 (更新) 申請 (提出書類) 登録支援機関登録等

世界をつなぐ、未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

Multi language

キーワードを入力してください。 文字サイズ 標準 拡大

組織・採用 出入国手続 在留手続 在留支援 退去強制手続 難民の認定等 政策情報 (会議・統計等) 広報・情報公開等

特定技能運用要領

特定技能外国人受入れに関する運用要領

○原則として申請書を含む提出書類への押印は不要です。
押印が不要な参考様式についてはこちらを御覧ください。

○各特定産業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書について、同一の受入れ機関で雇用される複数の方が同時に申請をする場合には、「立証資料の対象となる申請人の名簿 (参考様式・補助用紙) に、申請人全員の情報をまとめて記載いただくことで、書類は一通のみとすることが可能です。

・記載例についてはこちらを御覧ください。(PDF)

・参考様式 (補助用紙) 【立証資料の対象となる申請人の名簿】(WORD)

I 要領本体

特定技能外国人の受入れに関する運用要領 (PDF)

※2023.9.27更新 (新旧対照表) (PDF)

※2023.11.29更新 (新旧対照表) (PDF)

※2023.02.28更新 (新旧対照表) (PDF)

※2020.4.1更新 (新旧対照表) (PDF)

※2021.2.19更新 (新旧対照表) (PDF)

特定技能外国人の受入れに関する運用要領

第5章 特定技能所属機関に関する基準等

第6章 1号特定技能外国人支援計画に関する基準等

※出入国在留管理庁：
特定技能運用要領 | 出入国在留管理庁 (moj.go.jp)
(令和6年4月更新) より



登録支援機関の探し方一例

■ 出入国在留管理庁 特定技能制度HP

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

Multi language

キーワードを入力してください。 文字サイズ 標準 拡大

組織・採用 出入国手続 在留手続 在留支援 退去強制手続 難民の認定等 政策情報(会議・統計等) 広報・情報公開等

特定技能制度

Specified Skilled Worker System

とく てい ぎ の う せい ど
特定技能制度

制度概要や重要なお知らせ

更新情報 (UPDATE)

2024.9.6 「分科所管省庁・地方自治体・外国政府等が主催するイベント」を更新しました。

2024.8.20 「ミャンマーに関する情報」の「ミャンマーの認定送出国(PDF)」を更新しました。

2024.8.19 「分科所管省庁・地方自治体・外国政府等が主催するイベント」を更新しました。

2024.8.19 「ベトナムに関する情報」の「ベトナムの認定送出国 (EXCEL)」を更新しました。

● 制度説明資料: 外国人材の受け入れ及び共生社会実現に向けた取組 (令和6年7月更新) (PDF: 8.2MB)

● (English ver.) Initiatives to Accept Foreign Nationals and for the Realization of Society of Harmonious Coexistence (PDF: 6.6MB)

対象者別メニュー

外国人の方 受入れ機関の方

情報別メニュー

特定技能に係る在留申請 (提出書類) 特定技能制度運用要領

特定技能関係の特定活動 (要件・提出書類) 特定技能関係の申請・届出様式一覧

登録支援機関登録 (更新) 申請 (提出書類) **登録支援機関登録簿**

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

Multi language

キーワードを入力してください。 文字サイズ 標準 拡大

組織・採用 出入国手続 在留手続 在留支援 退去強制手続 難民の認定等 政策情報(会議・統計等) 広報・情報公開等

登録支援機関(Registered Support Organization)

登録支援機関登録簿

登録支援機関登録簿を掲載します (随時更新)。

2024年9月12日現在
9,967件登録

※以下の登録支援機関登録簿には、登録後に抹消された機関は掲載されていません。

● **登録支援機関登録簿 (Excel: 2.3MB)**

登録支援機関登録簿 (英語版) (List of Registered Support Organization)

登録支援機関登録簿 (英語版) を掲載します。

▶ 登録支援機関登録簿 (Excel)

- ・支援可能な言語は何か
- ・委託可能な支援内容は何か
- ・支援可能な地域はどこか

※出入国在留管理庁：
[登録支援機関\(Registered Support Organization\)](#) | [出入国在留管理庁 \(moj.go.jp\)](#)
(令和6年9月12日更新) より



本日お伝えすること

■ 特定技能制度とは

深刻化する人手不足への対応として、日本人と同等以上の待遇で外国人を雇用する制度

■ 特定技能外国人を雇用する企業が行うこと

① 受入れ機関が満たすべき基準を確認

(外国人を支援する体制や支援義務内容の状況により、登録支援機関への委託を検討)

② ハローワーク・民間の職業紹介事業者等からの紹介、マッチングイベントへの参加等により
特定技能外国人と雇用契約締結、支援計画を作成

③ 鉄道分野特定技能協議会に加入申請

④ 出入国在留管理庁への随時及び定期の届出を実施

■ 1号特定技能外国人の資質について

・従事する業務

電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の
新設、改良、修繕に係る作業・検査業務

・基本的な日本語を理解することができるレベル

■ アンケートについて

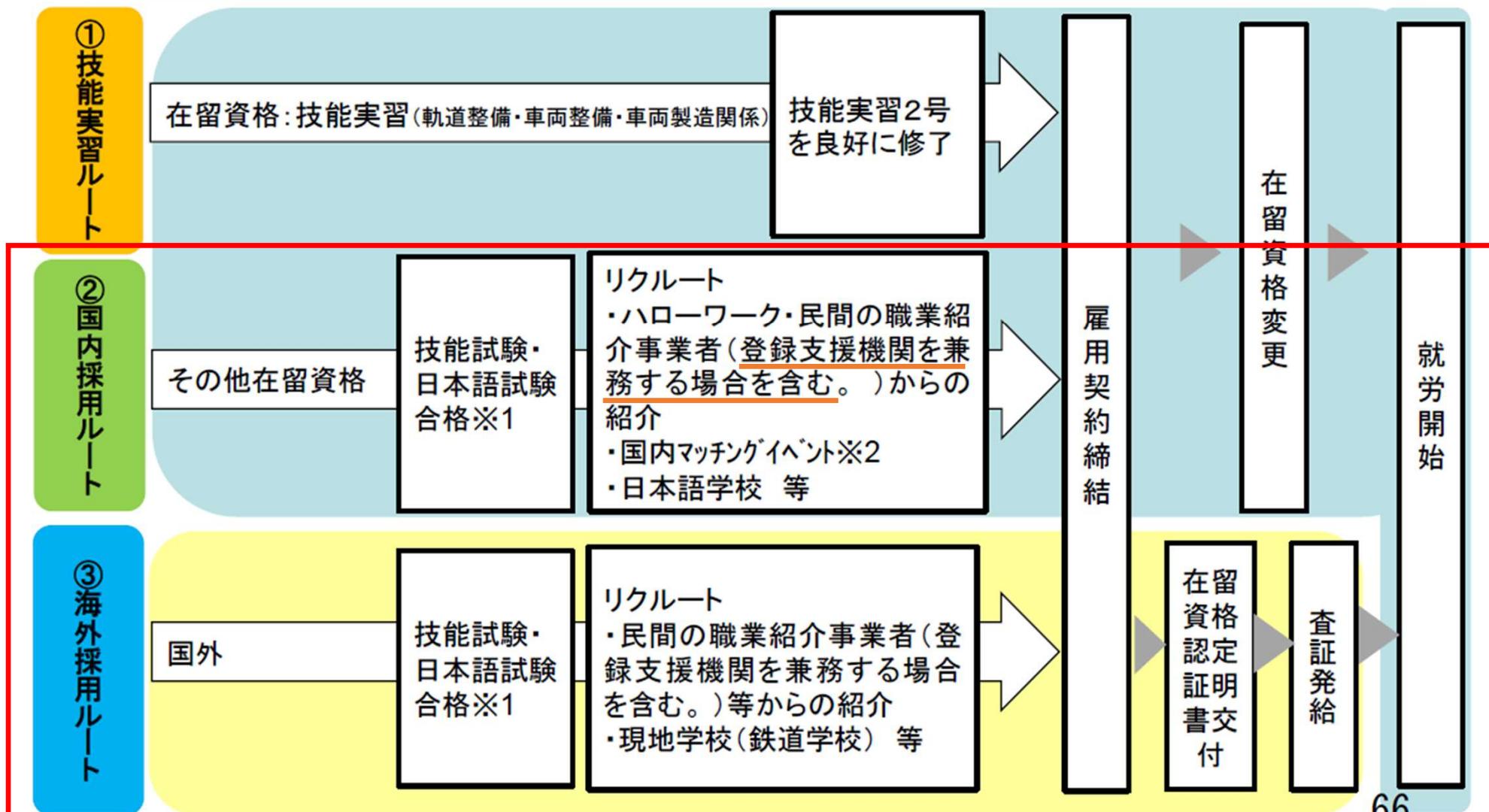
『特定技能』の在留資格取得に必要な技能試験の実施頻度や会場規模等の計画策定のため
ご協力をお願い申し上げます

Q. 特定技能制度を活用して、外国人材を何人程度雇用したいか 等

■ 質疑応答

(参考)特定技能外国人就労開始までの主なフロー(イメージ)

- ・職業紹介事業者(登録支援機関を兼務する場合を含む。)等やマッチングイベント等を活用して外国人材へのリクルートが可能
- ・今後、協議会等において効率的なリクルート方法について検討を継続



※1 技能試験・日本語試験合格はリクルート後でも可

※2 出入国在留管理庁では、国内在住外国人を対象とした無料の対面型企业説明会及びオンラインマッチングイベントを開催している。

66



マッチングイベントの確認方法

■ 出入国在留管理庁 特定技能制度HP

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

Multi language

キーワードを入力してください。 文字サイズ 標準 拡大

組織・採用 出入国手続 在留手続 在留支援 退去強制手続 難民の認定等 政策情報(会議・統計等) 広報・情報公開等

特定技能制度

Specified Skilled Worker System

特定技能制度

制度概要や重要なお知らせ

情報別メニュー

- 特定技能に係る在留諸申請(提出書類)
- 特定技能制度運用要領
- 特定技能関係の特定活動(要件・提出書類)
- 特定技能関係の申請・届出様式一覧
- 登録支援機関登録(更新)申請(提出書類)
- 登録支援機関登録簿
- 特定技能所属機関・登録支援機関による届出(提出書類)
- 関係法令
- 分野別情報
- 特定技能に関する各国別情報
- 試験関係
- イベント情報**

イベント情報

特定技能制度では、監理団体や送出機関は設けておらず、受入れ機関は直接採用活動を行うか、国内外の職業紹介機関を活用し、採用活動を行うことになります。ここでは、出入国在留管理庁や分野所管省庁等が主催する特定技能に関するイベント情報をまとめましたので、御活用ください。
なお、採用する特定技能外国人の国籍によっては、当該国の法律等によって所定の手続を経ることが求められている場合がありますので、[特定技能に関する各国別情報](#)のページを確認いただき、必要な手続を行ってください。

海外ジョブフェア・国内マッチングイベント(出入国在留管理庁主催のイベント)

出入国在留管理庁では、特定技能制度の活用促進に関する取組の一環として、「特定技能」での就労を希望する外国人と特定技能外国人の雇用を希望する企業を支援するため、マッチングイベント等を開催しています。

- [【詳しくはこちら】海外ジョブフェア・国内マッチングイベント](#)

分野所管省庁・地方自治体・外国政府等が主催するイベント

ここでは、各省や地方自治体、外国政府等が主催する特定技能に関するイベント情報を紹介します。

- [【詳しくはこちら】各省・地方自治体・外国政府等イベント](#)

海外ジョブフェア及び国内マッチングイベント

出入国在留管理庁では、特定技能制度の活用促進に関する取組の一環として、「特定技能」での就労を希望する外国人と特定技能外国人の雇用を希望する企業を支援するため、マッチングイベント等を開催しています。

令和6年度(2024年度)も海外ジョブフェア及び国内マッチングイベントを開催します。

開催概要

令和6年度(2024年度)の開催概要や日程は以下のとおりです。

海外ジョブフェア

海外ジョブフェアでは、主に国外在住の外国人を対象に、特定技能制度の説明のほか、特定技能外国人材の採用を希望する企業による企業説明会、質疑応答をオンラインで実施します。

【日程】
令和6年(2024年)11月27日(水)
令和6年(2024年)12月14日(土)
令和7年(2025年)1月17日(金)、18日(土)

【開催予定国】
インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム、カンボジア、ウズベキスタン、スリランカ、モンゴル、ネパール、インド、バングラデシュ

国内マッチングイベント

国内マッチングイベントは、国内在住の外国人を対象に、特定技能外国人材の採用を希望する企業とのオンラインマッチングイベントと対面型企業説明会を行います。

【日程・会場】
・企業説明会(現地開催)
大 阪:令和6年(2024年)10月5日(土) 会場:難波御堂筋ホール
名古屋:令和6年(2024年)11月16日(土) 会場:名古屋コンベンションホール
東京:令和6年(2024年)12月6日(金)、7日(土) 会場:ベルサール飯田橋駅前

※出入国在留管理庁：
[特定技能に関する各国別情報 | 出入国在留管理庁\(moj.go.jp\)](https://www.moj.go.jp)
(令和6年9月17日)より



ポイント

- 受入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。

※特定技能2号については、支援義務がない。

■ 支援計画の作成

- ・受入れ機関は、在留諸申請(※)に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。

※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

■ 支援計画の主な記載事項

- ・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目(12ページ参照)の実施内容・方法等
- ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
- ・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
- ・登録支援機関(登録支援機関に委託する場合のみ)

■ 支援計画実施の登録支援機関への委託

- ・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる(支援委託契約を締結)。
- ・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関(13ページ参照)に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされる。
- ・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。(支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能)



①事前ガイダンス

・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



特定技能外国人の国籍国別手続きの確認方法

■ 出入国在留管理庁 特定技能制度HP (例：フィリピンの場合)

世界をつなぐ。未来をつくる。出入国在留管理庁 Immigration Services Agency

Multi language

キーワードを入力してください。 文字サイズ 標準 拡大

組織・採用 出入国手続 在留手続 在留支援 退去強制手続 難民の認定等 政策情報(会議・統計等) 広報・情報公開等

出入国在留管理庁の概要 機関図 許部一覧 地方出入国在留管理官署 採用案内

特定技能制度

Specified Skilled Worker System

とく てい ぎ の う せい ど

特定技能制度

制度概要や重要なお知らせ

対象者別メニュー

外国人の方 受入れ機関の方

情報別メニュー

特定技能に係る在留申請(提出書類) 特定技能制度運用要領

特定技能関係の特定活動(要件・提出書類) 特定技能関係の申請・届出様式一覧

登録支援機関登録(更新)申請(提出書類) 登録支援機関登録簿

特定技能所属機関・登録支援機関による届出(提出書類) 関係法令

分界別情報 特定技能に関する各国別情報

世界をつなぐ。未来をつくる。出入国在留管理庁 Immigration Services Agency

Multi language

キーワードを入力してください。 文字サイズ 標準 拡大

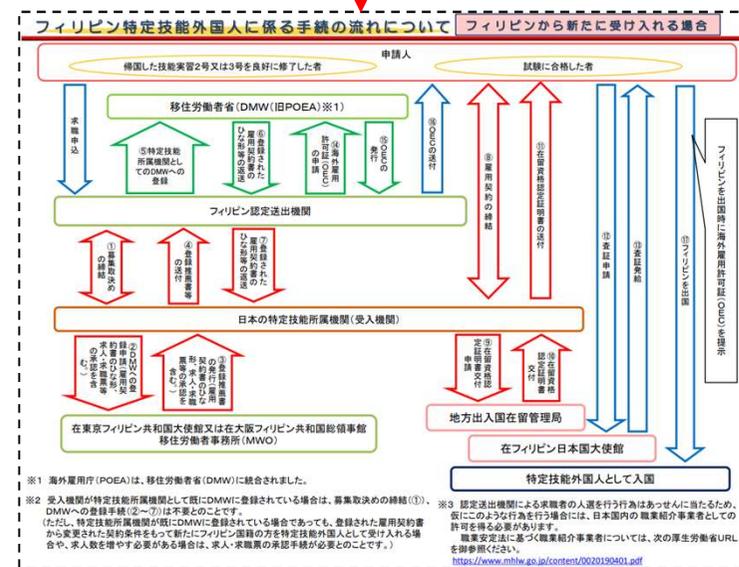
トップページ > 在留手続 > 特定技能制度 > 特定技能に関する各国別情報

特定技能に関する各国別情報

特定技能に関する二国間の協力覚書(まとめページ)はこちら

各国別の情報については、下記をクリックして確認してください。

フィリピン	カンボジア
ネパール	ミャンマー
モンゴル	スリランカ
インドネシア	ベトナム



例：フィリピン
フローチャート

※出入国在留管理庁：
[特定技能に関する各国別情報 | 出入国在留管理庁 \(moj.go.jp\)](https://www.moj.go.jp)
 (令和6年9月17日)より



本日お伝えすること

■ 特定技能制度とは

深刻化する人手不足への対応として、日本人と同等以上の待遇で外国人を雇用する制度

■ 特定技能外国人を雇用する企業が行うこと

① 受入れ機関が満たすべき基準を確認

(外国人を支援する体制や支援義務内容の状況により、登録支援機関への委託を検討)

② ハローワーク・民間の職業紹介事業者等からの紹介、マッチングイベントへの参加等により 特定技能外国人と雇用契約締結、支援計画を作成

③ 鉄道分野特定技能協議会に加入申請

④ 出入国在留管理庁への随時及び定期の届出を実施

■ 1号特定技能外国人の資質について

・従事する業務

電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の
新設、改良、修繕に係る作業・検査業務

・基本的な日本語を理解することができるレベル

■ アンケートについて

『特定技能』の在留資格取得に必要な技能試験の実施頻度や会場規模等の計画策定のため
ご協力をお願い申し上げます

Q. 特定技能制度を活用して、外国人材を何人程度雇用したいか 等

■ 質疑応答

ポイント

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。

イメージ



活動内容

- 特定技能外国人の受入りに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等 等

（注）建設分野においては、受入れ機関は建設業者団体が共同で設置する法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となる。



■ 国土交通省 特定技能制度HP



鉄道

鉄道トップ > 組織 > 報道発表資料 > 統計・データ

ホーム > 政策・仕事 > 鉄道 > 鉄道分野における新たな外国人材の受入れ（在留資格「特定技能」）

- 鉄道の安全対策
- JR北海道の安全対策
- 鉄道のテロ対策
- リニア中央新幹線の整備
- 新幹線鉄道の整備
- 都市鉄道の整備
- 地域鉄道対策
- 我が国の貨物鉄道輸送
- 鉄道の技術開発
- 鉄道分野における地球温暖化対策
- 鉄道の運賃・料金
- ハリアフリー関連事業
- 我が国鉄道の海外展開

鉄道分野における新たな外国人材の受入れ（在留資格「特定技能」）

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）により、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした、在留資格「特定技能」が創設されました。

鉄道分野においても、特定技能1号について受入れが可能な分野として定められています。（令和6年3月29日閣議決定）

【方針・要領】

- 鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（令和6年3月29日閣議決定）
- 「[鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針](#)」に係る運用要領（令和6年4月19日）

【鉄道分野特定技能協議会】

- 鉄道分野特定技能協議会規約（令和6年8月14日）
- 鉄道分野特定技能協議会運営規程（令和6年8月14日）
- [（第1号様式）協議会加入届出書兼構成員資格証明書（特定技能所屬機関）](#)
- [（第2号様式）協議会加入届出書兼構成員資格証明書（登録支援機関）](#)
- [（第3号様式）協議会構成員変更届出書（特定技能所屬機関）](#)
- [（第4号様式）協議会構成員変更届出書（登録支援機関）](#)
- [（第5号様式）協議会構成員資格証明書発行申請書兼資格証明書（特定技能所屬機関）](#)
- [（第6号様式）協議会構成員資格証明書発行申請書兼資格証明書（登録支援機関）](#)
- [（第7号様式）協議会退会届出書（特定技能所屬機関）](#)
- [（第8号様式）協議会退会届出書（登録支援機関）](#)

各種様式は協議会事務局の以下メールアドレスまでワードデータのまま送付ください（郵送不可、押印不要）。

なお、第1号様式、第2号様式を送付頂く際は、特定技能外国人受入れの見込みが具体となってから申請いただき、将来的な受入れ希望を記載した申請や、協議会加入そのものを目的とした申請はお控えください。

メールアドレス：hqt-gaikokujinzai-tetsudo★gxb.mlit.go.jp

※送信の際には「★」記号を「@」に置き換えてください。

※国土交通省：

鉄道：鉄道分野における新たな外国人材の受入れ（在留資格「特定技能」） - 国土交通省 (mlit.go.jp)

（令和6年9月17日）より



本日お伝えすること

■ 特定技能制度とは

深刻化する人手不足への対応として、日本人と同等以上の待遇で外国人を雇用する制度

■ 特定技能外国人を雇用する企業が行うこと

① 受入れ機関が満たすべき基準を確認

(外国人を支援する体制や支援義務内容の状況により、登録支援機関への委託を検討)

② ハローワーク・民間の職業紹介事業者等からの紹介、マッチングイベントへの参加等により
特定技能外国人と雇用契約締結、支援計画を作成

③ 鉄道分野特定技能協議会に加入申請

④ **出入国在留管理庁への随時及び定期の届出を実施**

■ 1号特定技能外国人の資質について

・従事する業務

電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の
新設、改良、修繕に係る作業・検査業務

・基本的な日本語を理解することができるレベル

■ アンケートについて

『特定技能』の在留資格取得に必要な技能試験の実施頻度や会場規模等の計画策定のため
ご協力をお願い申し上げます

Q. 特定技能制度を活用して、外国人材を何人程度雇用したいか 等

■ 質疑応答

ポイント

- 受入れ機関及び登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、各種届出を随時又は定期に行わなければならない。
- 受入れ機関による届出の不履行や虚偽の届出については罰則の対象とされている。

■ 受入れ機関の届出 ※違反の場合、指導や罰則の対象

【随時の届出】

- ・特定技能雇用契約の変更、終了、新たな契約の締結に関する届出
- ・支援計画の変更に関する届出
- ・登録支援機関との支援委託契約の締結、変更、終了に関する届出
- ・特定技能外国人の受入れ困難時の届出
- ・出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知ったときの届出

【定期の届出】

- ・特定技能外国人の受入れ状況に関する届出（例：特定技能外国人の受入れ総数、氏名等の情報、活動日数、場所、業務内容等）
- ・支援計画の実施状況に関する届出（例：相談内容及び対応結果等）※支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く
- ・特定技能外国人の活動状況に関する届出（例：報酬の支払状況、離職者数、行方不明者数、受入れに要した費用の額等）

■ 登録支援機関の届出 ※違反の場合、指導や登録の取消しの対象

【随時の届出】

- ・登録の申請事項の変更の届出
- ・支援業務の休廃止の届出

【定期の届出】

- ・支援業務の実施状況等に関する届出（例：特定技能外国人の氏名等、受入れ機関の名称等、特定技能外国人からの相談内容及び対応状況等）

【定期届出】※受入れ機関、登録支援機関ともに

○四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に届出

①第1四半期：1月1日から3月31日まで

②第2四半期：4月1日から6月30日まで

③第3四半期：7月1日から9月30日まで

④第4四半期：10月1日から12月31日まで



■ 出入国在留管理庁 特定技能制度HP

The screenshot shows the main page for the Specified Skilled Worker System. At the top, there is a navigation bar with icons for various services. Below this, a large banner features the text "Specified Skilled Worker System" and "特定技能制度" in large characters. Underneath the banner, it says "制度概要や重要なお知らせ". There is a section for "更新情報 (UPDATE)" with several news items. At the bottom, there are two menu sections: "対象者別メニュー" (Menu by target group) and "情報別メニュー" (Menu by information type). The "情報別メニュー" section has a red box around the link "特定技能関係の申請・届出様式一覧".

The screenshot shows a page titled "特定技能関係の申請・届出様式一覧". It features a grid of buttons for different form types. A red box highlights three buttons: "申請書・届出書 (省令様式)", "特定技能外国人の在留諸申請に関するもの (参考様式)", and "定期又は随時届出に関するもの (参考様式)". Below the grid is a "留意事項" (Notes) section with a red arrow pointing to the highlighted items. The notes state: "手続にあたっては、各手続ページに記載の留意事項等をよく御確認ください。原則として申請書を含む提出書類への押印は不要です。"

- ▶ 申請書・届出書 (省令様式)
- ▶ 特定技能外国人の在留諸申請に関するもの (参考様式)
- ▶ 定期又は随時届出に関するもの (参考様式)

※出入国在留管理庁：
特定技能関係の申請・届出様式一覧 | 出入国在留管理庁 (moj.go.jp)
(令和6年9月17日) より



様式例（1号特定技能外国人支援計画書）

	支援内容	実施予定	委託の有無	支援担当者又は委託を受けた実施担当者		実施方法 (該当するもの全てにチェック)
				氏名 (役職)	住所 (委託を受けた場合のみ)	
IV 支援内容 1 事前ガイダンスの提供 ア 情報提供内容等	a. 従事する業務の内容、報酬の額その他の労働条件に関する事項		有・無	法務 花子 (主任)	〒 - 自社で支援を行う場合には、住所の記載は不要です。	<input type="checkbox"/> 対面 <input checked="" type="checkbox"/> テレビ電話装置 <input type="checkbox"/> その他()
	b. 本邦において行うことができる活動の内容					
	c. 入国に当たっての手續に関する事項					
	d. 保証金の徴収、契約の不行についての違約金契約等の締結の禁止					
	e. 入国の準備に関し外国の機関に支払った費用について、当該費用の額及び内訳を十分に理解して支払わなければならないこと					
	f. 支援に要する費用を負担させないこととしていること					
	g. 入国する際の送迎に関する支援の内容					
	h. 住居の確保に関する支援の内容					
	i. 相談・苦情の対応に関する内容					
	j. 特定技能所属機関等の支援担当者氏名及び連絡先					
(自由記入)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無				
イ 実施言語	中国語	語 (支援担当者以外の者が通訳を担う場合) 通訳者の所属・氏名	●●翻訳会社 △△太郎			
ウ 実施予定時間	合計	5	時間			

事前ガイダンスについては、在留諸申請よりも前に実施してください。

有(2000年0月0日)
 無()

支援の一部を委託する場合に「有」としてください(これ以降も同じです)。
※支援の一部を委託するためには、特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の適正な実施ができる機関でなければなりません。

事前ガイダンスの確認書(参考様式第5-9号)を支援を行う事務所に備えて置く必要があります。

自由記入欄については、支援に関する運用要領の任意的支援として、義務的支援以外で行うものがあれば記載してください(他の自由記入欄についても同じ)。



様式例（1号特定技能外国人支援計画書）

2	支援内容	実施予定	委託の有無	支援担当者又は委託を受けた実施担当者		実施方法 (該当するもの全てにチェック)		
				氏名 (役職)	住所 (委託を受けた場合のみ)			
出入国する際の送迎	a. 到着空港等での出迎え及び特定技能所属機関又は住居までの送迎	<input checked="" type="checkbox"/> 有(20〇〇年〇月〇日) <input type="checkbox"/> 無()	有・無	既に入国している方については、a欄については「無」にチェックしていただいて差し支えありません。		<input checked="" type="checkbox"/> 出迎え空港等 (成田 空港) <input checked="" type="checkbox"/> 送迎方法(公共の交通機関)		
	b. 出国予定空港等までの送迎及び保安検査場入場までの出国手続の補助	<input checked="" type="checkbox"/> 有(契約終了後適宜実施) <input type="checkbox"/> 無()	有・無	法務 花子 (主任)	-	<input checked="" type="checkbox"/> 出国予定空港等 (未定)		
	(自由記入)	<input type="checkbox"/> 有	有・無					
IV3アについては次のとおりです。								
IV 支援内容(続き)	3 適切な住居の確保に係る支援・生活に必要な契約に係る	a : 特定技能外国人が賃貸借契約を行う場合 b : 特定技能所属機関が物件を借り上げる場合 c : 特定技能所属機関の自己所有物件の場合		定	委託の有無	支援担当者又は委託を受けた実施担当者	実施方法	
						氏名 (役職)	住所 (委託を受けた場合のみ)	
		a. 不動産仲介事業者や賃貸物件の情報を提供し、必要に応じて住宅確保に係る手続に同行し、住居探しの補助を行う。また、賃貸借契約の締結時に連帯保証人が必要な場合に、適当な連帯保証人がいないときは、支援対象者の連帯保証人となる又は利用可能な家賃債務保証業者を確保し自らが緊急連絡先となる	<input checked="" type="checkbox"/> 有(申請人が下記Cの社宅に入居を希望しなかった場合、速やかに実施) <input type="checkbox"/> 無()	有・無	法務 花子(主任)	支援の実施前に既に住居が決定しているような場合でも、申請人の都合によらず、転居する必要があるような場合には、適宜支援を行う必要があります。		
		b. 自ら賃借人となって賃貸借契約を締結した上で、1号特定技能外国人の合意の下、住居として提供する	<input type="checkbox"/> 有() <input checked="" type="checkbox"/> 無(aのとおり実施予定)	有・無				
		c. 所有する社宅等を、1号特定技能外国人の合意の下、当該外国人に対して住居として提供する	<input checked="" type="checkbox"/> 有(20〇〇年〇月〇日) <input type="checkbox"/> 無()	有・無				
(自由記入)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無						



本日お伝えすること

■ 特定技能制度とは

深刻化する人手不足への対応として、日本人と同等以上の待遇で外国人を雇用する制度

■ 特定技能外国人を雇用する企業が行うこと

- ① 受入れ機関が満たすべき基準を確認
(外国人を支援する体制や支援義務内容の状況により、登録支援機関への委託を検討)
- ② ハローワーク・民間の職業紹介事業者等からの紹介、マッチングイベントへの参加等により
特定技能外国人と雇用契約締結、支援計画を作成
- ③ 鉄道分野特定技能協議会に加入申請
- ④ 出入国在留管理庁への随時及び定期の届出を実施

■ 1号特定技能外国人の資質について

- ・ 従事する業務
電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の
新設、改良、修繕に係る作業・検査業務
- ・ 基本的な日本語を理解することができるレベル

■ アンケートについて

『特定技能』の在留資格取得に必要な技能試験の実施頻度や会場規模等の計画策定のため
ご協力をお願い申し上げます

Q. 特定技能制度を活用して、外国人材を何人程度雇用したいか 等

■ 質疑応答

	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出国	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出国を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号) (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能



業務区分・技能試験・日本語試験

業務区分	業務内容※	技能試験(日本語にて学科試験・実技試験を実施)		日本語試験
		試験名	実施主体	
軌道整備	軌道等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等	鉄道分野特定技能1号評価試験(軌道整備)	一般社団法人 日本鉄道施設協会	・国際交流基金 日本語基礎テスト ・日本語能力試験
電気設備整備	電路設備、変電所等設備、信号保安設備等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等	鉄道分野特定技能1号評価試験(電気設備整備)	一般社団法人 鉄道電業安全協会	(N4以上) ・そのほか、日本語教育の参照枠のA2相当以上の水準と認められるもの
車両整備	鉄道車両の整備業務等	鉄道分野特定技能1号評価試験(車両整備)	一般社団法人 日本鉄道車両機械技術協会	
車両製造	鉄道車両、鉄道車両部品等の製造業務等	鉄道分野特定技能1号評価試験(車両製造)	一般社団法人 日本鉄道車両機械技術協会	
運輸係員	駅係員、車掌、運転士等	鉄道分野特定技能1号評価試験(運輸係員)	一般社団法人 日本鉄道運転協会	・日本語能力試験(N3以上) ・そのほか、日本語教育の参照枠のB1相当以上の水準と認められるもの

電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務

※これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えない



本日お伝えすること

■ 特定技能制度とは

深刻化する人手不足への対応として、日本人と同等以上の待遇で外国人を雇用する制度

■ 特定技能外国人を雇用する企業が行うこと

① 受入れ機関が満たすべき基準を確認

(外国人を支援する体制や支援義務内容の状況により、登録支援機関への委託を検討)

② ハローワーク・民間の職業紹介事業者等からの紹介、マッチングイベントへの参加等により

特定技能外国人と雇用契約締結、支援計画を作成

③ 鉄道分野特定技能協議会に加入申請

④ 出入国在留管理庁への随時及び定期の届出を実施

■ 1号特定技能外国人の資質について

・従事する業務

電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の
新設、改良、修繕に係る作業・検査業務

・基本的な日本語を理解することができるレベル

■ アンケートについて

『特定技能』の在留資格取得に必要な技能試験の実施頻度や会場規模等の計画策定のため
ご協力をお願い申し上げます

Q. 特定技能制度を活用して、外国人材を何人程度雇用したいか 等

■ 質疑応答